

◎新潟県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市小庭名字朴ノ木田54番6から	新	7.0～21.2メートル	436.1メートル
同市小庭名字家ノ下川端136番3まで	旧	7.0～16.2メートル	436.1メートル

備考 路線の重用

全区間県道滝之又堀之内線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市小庭名字家ノ下川端136番3から	新	7.0～21.2メートル	436.1メートル
同市小庭名字朴ノ木田54番6まで	旧	7.0～16.2メートル	436.1メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道291号と重用